

令和2年7月16日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 藤井 義弘

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

平成30年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	6
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	15
7 肝炎ウイルス検診	17
III 統計表	18
IV 用語の解説	24

平成30年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

I 地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

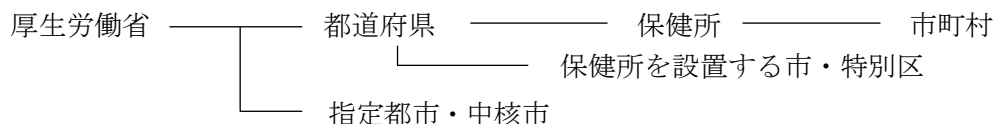
年度報

4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2）
健康教育、健康診査、訪問指導、がん検診 等

5 報告の方法及び系統

- (1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限まで厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）に報告する。
- (2) 報告の系統は次のとおりである。



6 利用上の注意

- (1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健事業は「保健所」「市区町村」であり、健康増進事業は「市区町村」である。
- (2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。
- (3) 本概況の人口 10 万対の値の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 31 年 1 月 1 日現在）」による。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・

- (5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

平成30年度に市区町村に妊娠の届出をした者は933,586人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が871,297人（構成割合93.3%）と最も多くなっている（表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		平成26年度 (2014)	構成割合 (%)	27年度 ('15)	構成割合 (%)	28年度 ('16)	構成割合 (%)	29年度 ('17)	構成割合 (%)	30年度 ('18)	構成割合 (%)
総 数		1 076 109	100.0	1 053 444	100.0	1 008 985	100.0	986 003	100.0	933 586	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	989 201	91.9	971 189	92.2	934 094	92.6	916 723	93.0	871 297	93.3
	満12～19週 (第4～5月)	67 022	6.2	62 790	6.0	57 535	5.7	52 823	5.4	47 181	5.1
	満20～27週 (第6～7月)	8 263	0.8	8 124	0.8	7 449	0.7	7 138	0.7	6 843	0.7
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	4 413	0.4	4 169	0.4	3 958	0.4	3 852	0.4	3 833	0.4
	分娩後	2 477	0.2	2 614	0.2	2 840	0.3	2 115	0.2	1 987	0.2
	不 詳	4 733	0.4	4 558	0.4	3 109	0.3	3 352	0.3	2 445	0.3

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成30年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,161,408人、「産婦」335,034人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 279 468	1 297 668	1 232 652	1 202 301	1 161 408
	精密健康診査受診実人員	11 765	11 994	11 741	11 322	11 993
産 婦	一般健康診査受診実人員	62 220	84 084	90 764	168 023	335 034
	精密健康診査受診実人員	12	18	31	35	77

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した平成 30 年度の乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5 か月児」が 933,403 人と最も多く、受診率は 95.8 %となっている（表 3）。

市区町村が実施した平成 30 年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1 歳 6 か月児」952,991 人、「3 歳児」996,606 人となっている。受診率は、「1 歳 6 か月児」96.5 %、「3 歳児」95.9 %となっている。（表 4）

表 3 乳児の健康診査の実施状況

	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
	一般健康診査受診実人員 (人)				
1～2か月児	256 297	257 595	252 807	244 765	240 553
3～5か月児	993 362	1 019 963	991 573	949 973	933 403
6～8か月児	365 326	385 209	365 853	351 519	351 373
9～12か月児	731 305	745 981	730 780	704 262	692 854
	受 診 率 (%) ¹⁾				
1～2か月児	84.6	85.1	85.7	86.4	86.8
3～5か月児	95.3	95.6	95.6	95.5	95.8
6～8か月児	82.7	83.7	83.2	84.0	84.7
9～12か月児	83.9	84.2	83.7	84.2	84.5

注：1) 受診率 = (一般健康診査受診実人員 / 健康診査対象人員) × 100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表 4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 004 202	1 008 449	1 008 405	978 831	952 991
		受 診 率 (%) ²⁾	95.5	95.7	96.4	96.2	96.5
		精密健康診査受診実人員	14 395	15 058	14 916	15 445	15 090
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 009 176	1 017 584	1 000 319	984 233	996 606
		受 診 率 (%) ²⁾	94.1	94.3	95.1	95.2	95.9
		精密健康診査受診実人員	53 988	57 191	59 734	63 144	65 477
	4～6歳児 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	46 423	50 483	42 420	42 710	44 131
		受 診 率 (%) ²⁾	79.7	81.3	80.2	81.3	81.8
		精密健康診査受診実人員	2 748	3 034	2 179	2 219	1 494
	その他 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	61 475	60 701	54 268	57 819	56 466
精密健康診査受診実人員		1 009	846	953	1 016	1 292	

注：1) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2) 受診率 = (一般健康診査受診実人員 / 健康診査対象人員) × 100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成30年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」859,535人、「産婦」284,072人、「乳児」716,731人、「幼児」838,646人となっている(表5)。

平成30年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」732,955人が最も多く、次いで「乳児」592,874人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
妊 婦	719 011	736 388	800 878	846 905	859 535
産 婦	253 519	259 315	258 276	261 389	284 072
乳 児	738 011	749 141	736 461	713 283	716 731
幼 児	871 288	899 795	873 432	854 627	838 646

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
妊 婦	25 139	27 242	33 038	34 350	39 039
産 婦	706 359	738 063	736 087	732 888	732 955
新 生 児 ¹⁾	243 954	257 914	244 852	240 517	223 532
未 熟 児	54 277	53 279	51 110	49 362	47 003
乳 児 ²⁾	562 942	586 257	598 770	582 301	592 874
幼 児	166 541	163 719	157 198	155 148	149 587

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

平成30年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は7,795,924人で、そのうち「栄養指導」が4,980,038人と最も多く、次いで「運動指導」が1,665,490人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が2,952,966人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が1,596,549人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
総数	7 712 516	7 753 554	7 648 511	7 492 515	7 795 924
栄養指導	5 109 901	5 198 522	5 047 029	4 874 750	4 980 038
運動指導	1 607 467	1 553 442	1 616 759	1 659 883	1 665 490
休養指導	111 969	111 976	116 738	109 682	110 345
禁煙指導	350 955	360 784	350 786	341 901	355 768
その他	532 224	528 830	517 199	506 299	684 283

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成30(2018)年度

	被指導延人員				
	総数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	7 795 924	550 121	3 049 106	436 695	3 760 002
栄養指導	4 980 038	275 303	2 952 966	255 235	1 496 534
運動指導	1 665 490	36 610	・	32 331	1 596 549
休養指導	110 345	51 753	・	6 589	52 003
禁煙指導	355 768	118 860	・	85 774	151 134
その他	684 283	67 595	96 140	56 766	463 782

注: 1) 「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

平成30年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,874,539人、「予防処置」2,127,767人、「治療」12,028人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
歯科健診・保健指導	4 856 845	4 881 818	4 869 985	4 969 047	4 874 539
予 防 処 置	2 485 340	2 599 841	2 076 583	2 077 986	2 127 767
治 療	16 779	14 219	14 159	13 285	12 028

注: 訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉

平成30年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」897,236人、「デイ・ケア」77,027人、「訪問指導」354,721人、「電話相談」1,578,041人、「メール相談」19,026人となっている(表10)。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が260,962人と最も多くなっている(表11)。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
相 談 ¹⁾	924 406	874 035	895 272	892 688	897 236
デ イ ・ ケ ア	115 278	102 094	94 180	82 712	77 027
訪 問 指 導	357 757	356 144	355 544	348 615	354 721
電 話 相 談	1 437 652	1 487 976	1 499 772	1 518 028	1 578 041
メ ー ル 相 談	14 772	16 210	18 427	18 372	19 026

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

	延人員					
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	
相 談 ¹⁾	924 406	874 035	895 272	892 688	897 236	
内 容	老人精神保健	41 169	40 096	43 342	43 302	45 070
	社会復帰	254 714	240 219	247 402	248 823	260 962
	アルコール	33 841	32 321	35 094	33 646	35 246
	薬 物	7 357	5 728	6 534	6 003	5 854
	ギャンブル	2 095	2 497	2 443	2 817	3 446
	思 春 期	21 552	19 013	22 220	20 666	23 500
	心の健康づくり	159 440	130 951	129 635	137 260	148 885
	摂食障害	3 860	2 964	3 077	2 816	3 320
	てんかん	…	3 546	4 029	4 165	4 692
そ の 他	400 378	396 700	401 496	393 190	366 261	
(再掲)	ひきこもり	33 472	35 321	35 279	35 710	37 232
	自殺関連	17 842	18 069	19 406	20 697	21 167
	遺 族	1 420	1 461	1 480	1 710	1 435
	犯罪被害	762	631	567	585	602
	災 害	1 844	2 534	1 809	1 561	1 482

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

平成 30 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」41,113 件、「来所相談」71,490 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は107,598 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは243 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
相談件数	電話相談	44 003	41 888	37 410	37 340	41 113
	来所相談	73 377	64 014	62 305	65 158	71 490
HIV抗体検査の ための採血件数	スクリーニング検査	111 774	99 696	92 223	94 533	107 598
	確認検査 ¹⁾	553	538	513	573	535
	陽性件数	298	302	275	250	243
	陽性であった 割合(%) ²⁾	0.27	0.30	0.30	0.26	0.23

注：1)「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2)陽性であった割合＝(確認検査の陽性件数/スクリーニング検査件数)×100

6 予防接種

平成30年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が17,087,513人となっている（表13）。

表13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

			平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	第1回	4 274	517	33	226	545
			第2回	7 466	704	45	222	535
			第3回	13 440	1 256	94	237	566
		追加接種		223 219	8 795	480	259	333
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	25	31	22	14	15
			第2回	40	28	30	10	6
			追加接種		180	140	97	28
		第2期		835 189	794 328	819 481	816 945	848 832
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	23 830	6 546	3 398	1 511	486	
		第2回	58 598	19 826	10 068	4 922	1 535	
		第3回	77 086	29 627	16 427	8 877	2 775	
		追加接種		474 501	103 418	52 618	32 340	11 898
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン ¹⁾ (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	1 016 862	1 011 542	990 279	948 790	899 624
			第2回	1 016 018	1 014 067	995 642	953 153	906 388
			第3回	1 016 195	1 019 899	1 000 372	956 067	911 094
		追加接種		887 490	989 131	1 030 515	992 716	941 384
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 176 000	1 058 934	1 281 160	1 189 376	1 206 295
			第2回	1 136 779	1 041 164	1 231 550	1 165 250	1 198 094
			追加接種		1 204 320	1 026 416	1 023 443	1 127 679
		第2期		593 463	642 397	901 490	1 001 971	1 166 513
ヒブワクチン			第1回	1 044 911	1 017 920	987 725	952 806	894 959
			第2回	1 007 976	1 008 902	982 730	944 599	896 345
			第3回	1 048 523	1 021 053	997 243	940 973	896 866
			第4回	1 005 727	973 293	986 327	965 721	914 777
小児用肺炎球菌ワクチン			第1回	1 052 880	1 020 898	989 680	953 458	897 159
			第2回	1 018 263	1 012 724	986 225	947 072	899 530
			第3回	1 045 979	1 023 026	999 937	943 657	900 018
			第4回	973 348	979 333	995 444	963 141	913 985
子宮頸がん予防ワクチン			第1回	3 895	2 711	1 834	3 347	6 810
			第2回	4 172	2 669	1 805	2 666	5 746
			第3回	6 238	2 805	1 782	1 847	4 184
水痘ワクチン ²⁾			第1回	1 553 027	1 040 930	1 010 521	973 691	932 471
			第2回	481 990	1 060 742	881 478	879 423	855 983
B型肝炎ワクチン ³⁾			第1回	.	.	727 485	944 443	889 559
			第2回	.	.	638 610	938 761	891 754
			第3回	.	.	201 749	960 881	869 340
麻しん・風しんワクチン ⁴⁾	第1期		1 007 529	981 521	994 259	961 342	922 446	
	第2期		1 017 508	997 545	1 001 129	989 751	956 935	
BCGワクチン ⁶⁾	総 数		996 844	1 003 475	988 723	946 852	898 837	
	5月未満		92 053	78 276	60 817	69 591	50 936	
	5月以上1歳未満		873 640	903 422	907 867	877 261	847 901	
インフルエンザワクチン ⁶⁾	総 数		16 730 347	17 239 503	17 386 306	16 978 015	17 087 513	
	60歳以上65歳未満		34 243	31 341	29 354	27 908	26 237	
	65歳以上		16 696 104	17 096 694	17 223 025	16 950 107	17 061 276	
成人用肺炎球菌 ワクチン ⁵⁾	総 数		2 871 593	2 446 852	2 784 050	2 827 741	2 629 122	
	60歳以上65歳未満		11 260	3 634	2 860	8 660	3 410	
	65歳相当		903 804	749 073	736 802	702 223	635 673	
	70歳相当		624 406	441 240	670 773	866 233	812 371	
	75歳相当		492 306	492 203	574 497	548 987	548 840	
	80歳相当		357 483	330 513	343 779	354 924	297 224	
	85歳相当		216 844	192 150	201 398	210 155	193 538	
	90歳相当		105 300	94 627	98 610	98 546	99 676	
	95歳相当		31 949	29 487	31 049	32 283	32 888	
	100歳相当		6 157	5 178	5 700	5 730	5 502	
101歳以上		8 298		

注：1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」を使用する。

2) 「水痘ワクチン」は、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者を対象として平成26年10月1日より定期接種が開始された。

平成26年10月1日から平成27年3月31日までに限り、特例措置として生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。

水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は1回である。

3) 「B型肝炎ワクチン」は、平成28年10月1日より定期接種が開始された。

4) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

5) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、平成26年10月1日より定期接種が開始された。60歳以上65歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。

「101歳以上」の者への定期接種は、平成26年度限りの特例措置である。

6) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

平成30年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」26,342人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,542人、「薬剤師」3,186人、「獣医師」2,463人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」9,076人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,758人、「環境衛生監視員」5,104人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 874	54 967	55 619	13 441	20 750	21 428
医 師	883	891	907	417	420	70
歯科医師	131	125	123	44	55	24
獣医師	2 521	2 488	2 463	1 255	1 203	5
薬剤師	3 071	3 077	3 186	1 738	1 434	14
理学療法士	149	145	145	22	43	80
作業療法士	98	103	101	23	35	43
歯科衛生士	706	704	699	94	306	299
診療放射線技師	501	484	471	250	202	19
診療エックス線技師	11	3	4	1	2	1
臨床検査技師	710	693	701	486	209	6
衛生検査技師	56	50	44	8	36	-
管理栄養士	3 306	3 440	3 542	673	835	2 034
栄養士	480	403	332	15	41	276
保健師	25 624	25 993	26 342	3 637	7 512	15 193
助産師	143	151	175	12	51	112
看護師	743	757	726	38	166	522
准看護師	116	94	89	2	5	82
その他	15 625	15 366	15 569	4 726	8 195	2 648
＜ 再 掲 ＞ ²⁾						
精神保健福祉士	968	893	929	354	390	185
精神保健福祉相談員	1 308	1 286	1 203	706	485	12
栄養指導員	1 108	1 124	1 062	639	422	1
食品衛生監視員	5 673	5 730	5 758	2 942	2 816	-
環境衛生監視員	4 870	4 930	5 104	2 855	2 249	-
医療監視員	8 860	8 930	9 076	6 433	2 643	-

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)「精神保健福祉士～医療監視員」は、「医師～その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

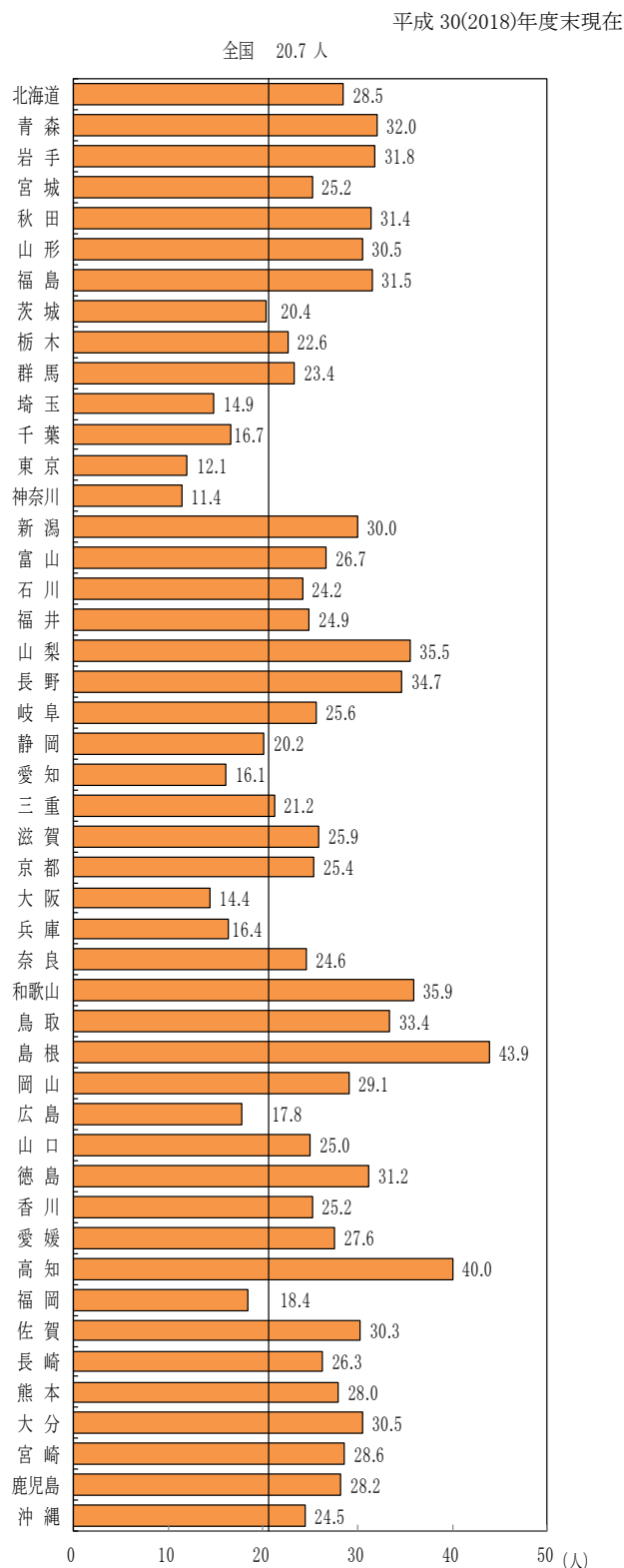
平成30年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では20.7人で、都道府県別にみると、島根県が43.9人と最も多く、次いで高知県40.0人、和歌山県35.9人となっている(表15、図1)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

	常勤保健師数	平成30(2018)年度末現在 常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・ 特別区 ²⁾	政令市・ 特別区以外
全 国	26 342	20.7	12.7	27.6
北 海 道	1 513	28.5	11.2	46.1
青 森	414	32.0	15.0	43.3
岩 手	398	31.8	13.8	37.3
宮 城	580	25.2	11.1	37.2
秋 田	314	31.4	12.6	39.8
山 形	334	30.5	・	30.5
福 島	599	31.5	17.2	45.1
茨 城	598	20.4	・	20.4
栃 木	447	22.6	13.2	26.0
群 馬	463	23.4	18.4	26.2
埼 玉	1 097	14.9	13.0	15.8
千 葉	1 053	16.7	11.8	19.0
東 京	1 656	12.1	11.4	14.2
神 奈 川	1 050	11.4	9.7	16.9
新 潟	677	30.0	17.5	36.7
富 山	284	26.7	18.9	31.7
石 川	277	24.2	12.1	32.1
福 井	196	24.9	・	24.9
山 梨	296	35.5	・	35.5
長 野	729	34.7	18.0	38.3
岐 阜	524	25.6	17.8	27.6
静 岡	751	20.2	15.3	23.4
愛 知	1 219	16.1	12.1	19.5
三 重	387	21.2	10.6	23.4
滋 賀	368	25.9	15.2	29.3
京 都	649	25.4	19.5	32.6
大 阪	1 276	14.4	12.0	18.3
兵 庫	915	16.4	11.5	23.8
奈 良	335	24.6	11.5	29.2
和 歌 山	346	35.9	14.9	48.8
鳥 取	189	33.4	29.2	35.5
島 根	301	43.9	25.1	51.7
岡 山	556	29.1	18.1	47.2
広 島	506	17.8	11.6	30.3
山 口	346	25.0	21.2	25.9
徳 島	234	31.2	・	31.2
香 川	249	25.2	13.8	34.0
愛 媛	381	27.6	11.1	37.3
高 知	287	40.0	12.4	63.5
福 岡	945	18.4	13.4	25.0
佐 賀	251	30.3	・	30.3
長 崎	359	26.3	14.1	38.2
熊 本	498	28.0	13.5	38.1
大 分	354	30.5	16.3	40.5
宮 崎	316	28.6	13.1	37.5
鹿 児 島	464	28.2	11.9	37.7
沖 縄	361	24.5	10.2	28.4

注：1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」により算出した。
2)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

図1 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)



注：「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康診査

市区町村が実施した健康診査の受診者数は122,577人で、男57,997人、女64,580人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」42,120人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」36,366人などとなっている(表2)。

表1 性・年齢階級別にみた健康診査における受診者の状況

(単位:人) 平成30(2018)年度

	受診者数	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
総数	122 577	13 301	18 766	11 480	16 998	19 179	42 853
男	57 997	5 928	10 095	6 812	9 459	9 506	16 197
女	64 580	7 373	8 671	4 668	7 539	9 673	26 656

注: 1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。
2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人) 平成30(2018)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	122 577	12 741	36 366	23 919	34 063	42 120	15 547	17 726	18 631	20 064
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.4	29.7	19.5	27.8	34.4	12.7	14.5	15.2	16.4
男	57 997	6 081	18 362	11 923	15 527	19 441	8 736	7 694	11 223	9 190
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.5	31.7	20.6	26.8	33.5	15.1	13.3	19.4	15.8
女	64 580	6 660	18 004	11 996	18 536	22 679	6 811	10 032	7 408	10 874
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.3	27.9	18.6	28.7	35.1	10.5	15.5	11.5	16.8

注: 「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者をいい、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は 350,633 人、骨粗鬆症検診の受診者数は 335,253 人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診 67.9 %、骨粗鬆症検診 16.3 %となっている。(表 3)

市区町村における平成 30 年度の検診実施率は、歯周疾患検診 72.6 %、骨粗鬆症検診 62.6 %となっている(表 4)。

表 3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

平成30(2018)年度

		受診者数 ¹⁾	指導区分					
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総数	350 633	238 086	67.9	73 560	21.0	35 981	10.3
	40 歳	80 233	50 525	63.0	19 963	24.9	8 862	11.0
	50 歳	76 185	51 248	67.3	17 340	22.8	7 568	9.9
	60 歳	73 193	51 198	69.9	14 949	20.4	7 008	9.6
	70 歳	121 022	85 115	70.3	21 308	17.6	12 543	10.4
骨粗鬆症検診 ²⁾	総数	335 253	54 528	16.3	95 666	28.5	184 909	55.2
	40 歳	34 010	721	2.1	4 079	12.0	29 182	85.8
	45 歳	30 038	671	2.2	3 606	12.0	25 743	85.7
	50 歳	39 353	1 314	3.3	5 527	14.0	32 488	82.6
	55 歳	37 786	3 191	8.4	9 505	25.2	25 070	66.3
	60 歳	47 116	7 743	16.4	16 581	35.2	22 789	48.4
	65 歳	61 058	14 431	23.6	23 586	38.6	23 019	37.7
	70 歳	85 892	26 457	30.8	32 782	38.2	26 618	31.0

注：1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表 4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ²⁾				
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	(2014)	('15)	('16)	('17)	('18)	(2014)	('15)	('16)	('17)	('18)
実施市区町村数	1 049	1 064	1 121	1 181	1 261	1 084	1 076	1 082	1 085	1 087
検診実施率(%) ¹⁾	60.4	61.3	64.5	68.0	72.6	62.4	61.9	62.3	62.5	62.6
全国市区町村数	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注：1) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

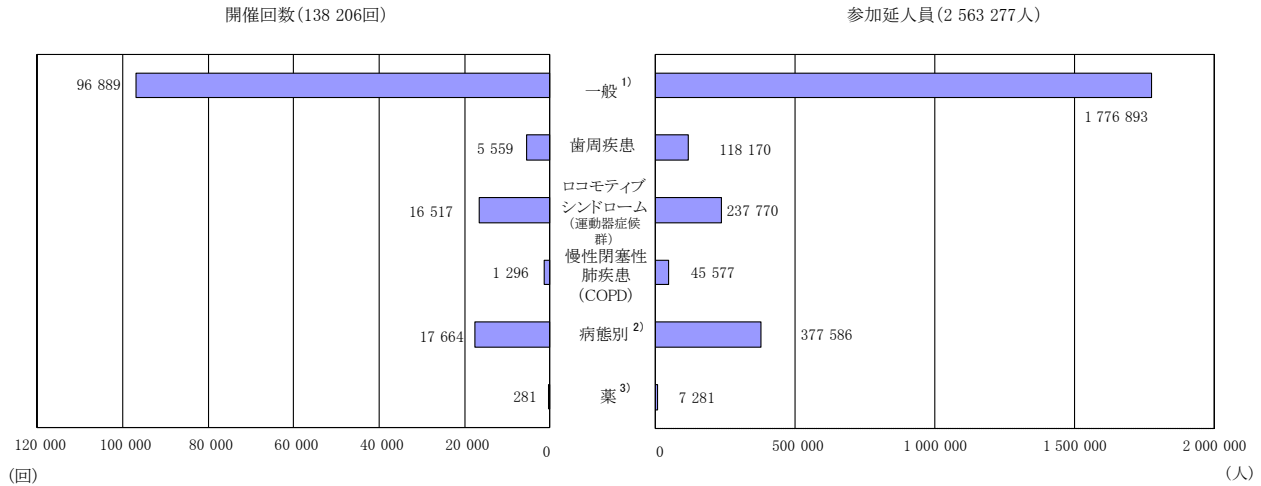
3 健康教育

市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は138,206回、参加延人員は2,563,277人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

平成30(2018)年度



注: 1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。
 2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。
 3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

平成30年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は1,171,722人であり、そのうち重点健康相談は424,630人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が132,245人と最も多くなっている。(表5)

表5 健康相談の年次推移

(単位:人)

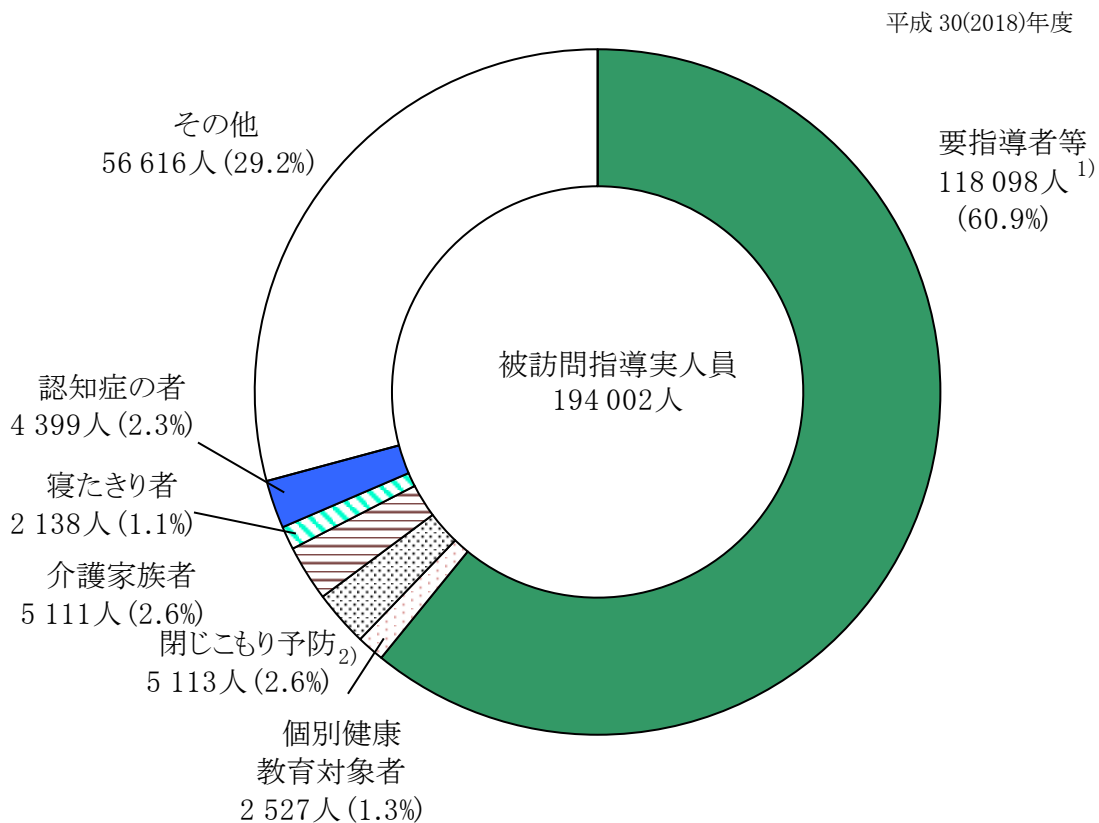
		被指導延人員				
		平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)
総	総数	1,390,990	1,336,561	1,296,383	1,239,899	1,171,722
重点健康相談	総数	504,815	506,695	479,158	456,955	424,630
	高血圧	80,841	75,192	79,985	72,065	63,707
	脂質異常症	24,897	25,287	23,224	23,033	21,315
	糖尿病	28,549	29,437	34,186	34,204	34,361
	歯周疾患	80,584	83,311	77,346	73,050	68,835
	骨粗鬆症	100,515	102,284	96,192	93,220	85,777
	女性の健康	18,394	19,728	19,859	21,795	18,390
	病態別 ¹⁾	171,035	171,456	148,366	139,588	132,245
	総合健康相談	886,175	829,866	817,225	782,944	747,092

注:1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は194,002人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が118,098人(60.9%)と最も多くなっている(図2)。

図2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注：1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」8.1%、「肺がん」7.1%、「大腸がん」8.1%、「子宮頸がん」16.0%、「乳がん」17.2%となっている（表6）。

表6 がん検診受診者数及び受診率

平成30(2018)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
受診者数 (人)	1 766 448	3 686 194	4 181 664	3 632 852	2 412 810
受診率 (%) ¹⁾	8.1	7.1	8.1	16.0	17.2

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の分布状況

市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」が833（全国市区町村数に占める割合48.0%）と最も多く、次いで「大腸がん」が791（同45.5%）となっている（表7、図3）。

表7 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成30(2018)年度

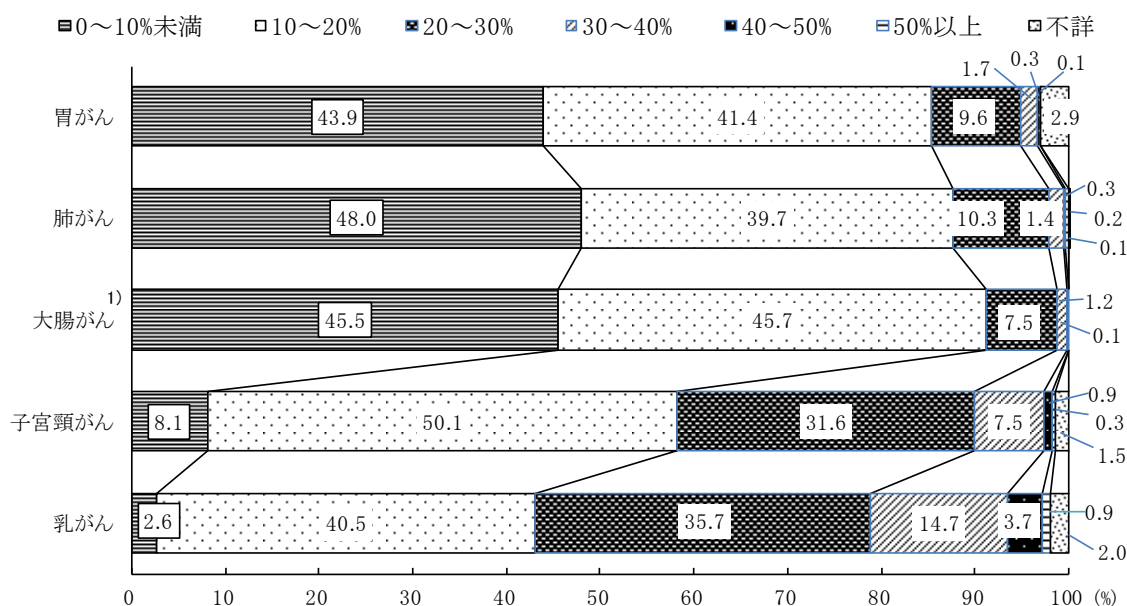
	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	763	719	167	30	5	2
肺がん	1 737	833	689	179	25	6	4
大腸がん	1 737	791	793	131	20	2	-
子宮頸がん	1 737	141	871	549	130	15	5
乳がん	1 737	46	703	620	255	65	14

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」27頁「がん検診受診率」参照。

1)「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成30(2018)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」27頁「がん検診受診率」参照。

1) 「大腸がん」は、50%以上及び不詳の計数はない。

(3) 平成29年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

平成29年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.12%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.16%、「子宮頸がん」0.03%、「乳がん」0.29%となっている（表8）。

表8 平成29年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況¹⁾

(単位:人)

平成29(2017)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	1 871 474	3 883 052	4 387 223	3 695 629	2 437 646
要精密検査者数 ¹⁾	132 506	60 381	261 932	81 340	158 521
精密検査受診率 ²⁾ (%)	83.1	83.0	69.7	75.1	88.5
がん検診受診者数に対する割合 (%)	7.08	1.55	5.97	2.20	6.50
がんであった者数 ¹⁾	2 304	1 249	7 199	1 189	6 949
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.12	0.03	0.16	0.03	0.29
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.74	2.07	2.75	1.46	4.38
精密検査未受診者数 ¹⁾	8 381	3 724	33 442	5 408	4 875
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	6.3	6.2	12.8	6.7	3.1
精密検査未把握者数 ¹⁾	14 002	6 587	46 049	14 800	13 278
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	10.6	10.8	17.6	18.2	8.4

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

1) がん検診受診者数については平成29年度受診者を平成30年度報告で改めて把握したものであり、平成30年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」27、28頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」752,647人、「C型肝炎ウイルス検診」750,333人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は4,449人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は1,964人となっている。(表9)

肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は779回、参加延人員は36,443人、健康相談の開催回数は1,833回、参加延人員は10,355人となっている(表10)。

表9 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

平成30(2018)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	752,647	4,449	750,333	1,964
40歳	89,234	222	89,400	71
41～44歳	60,377	220	60,369	86
45～49歳	67,336	278	67,354	90
50～54歳	63,651	341	63,661	126
55～59歳	61,195	374	61,127	195
60～64歳	89,052	583	88,688	211
65～69歳	128,131	1,019	127,347	309
70～74歳	106,382	857	105,636	339
75～79歳	49,454	355	49,089	210
80歳以上	37,835	200	37,662	327

表10 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況

平成30(2018)年度

健康教育		健康相談	
開催回数(回)	参加延人員(人)	開催回数(回)	参加延人員(人)
779	36,443	1,833	10,355

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

平成30(2018)年度

	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳
		(第3月以内)	(第4～5月)	(第6～7月)	(第8月～分娩まで)		
全 国	933 586	871 297	47 181	6 843	3 833	1 987	2 445
北 海 道	32 194	30 191	1 443	301	197	45	17
青 森	7 416	6 780	548	47	29	8	4
岩 手	7 363	6 768	488	67	33	7	-
宮 城	15 741	14 480	1 063	103	71	17	7
秋 田	4 899	4 646	192	33	22	3	3
山 形	6 551	5 868	617	38	19	9	-
福 島	11 945	10 844	879	107	78	32	5
茨 城	19 830	18 726	758	173	91	72	10
栃 木	13 604	12 887	500	124	66	16	11
群 馬	13 073	11 970	902	131	57	13	-
埼 玉	52 678	49 111	2 442	408	195	176	346
千 葉	44 312	41 466	2 148	367	203	54	74
東 京	116 514	109 080	5 182	803	503	356	590
神 奈 川	70 427	65 952	2 504	424	242	459	846
新 潟	14 144	13 492	545	61	35	11	-
富 山	6 913	6 548	318	27	15	2	3
石 川	8 116	7 715	339	42	15	4	1
福 井	5 671	5 309	291	34	20	1	16
山 梨	5 502	5 034	359	53	31	23	2
長 野	14 360	13 589	582	97	71	9	12
岐 阜	13 677	12 717	783	109	57	11	-
静 岡	25 136	23 357	1 473	181	90	29	6
愛 知	62 478	58 894	2 631	429	243	270	11
三 重	12 626	11 905	531	97	44	5	44
滋 賀	11 520	10 918	440	87	53	4	18
京 都	18 435	17 228	726	199	167	49	66
大 阪	68 184	64 733	2 589	437	284	67	74
兵 庫	40 864	38 424	1 959	239	128	71	43
奈 良	8 922	8 537	269	46	22	2	46
和 歌 山	6 081	5 814	182	49	29	5	2
鳥 取	4 047	3 726	288	20	10	1	2
島 根	4 805	4 324	421	27	14	4	15
岡 山	14 680	13 959	557	99	53	7	5
広 島	21 292	20 208	865	126	51	30	12
山 口	8 936	8 466	385	57	19	7	2
徳 島	4 732	4 473	210	31	12	4	2
香 川	6 696	6 189	439	48	16	3	1
愛 媛	8 689	7 765	826	63	28	6	1
高 知	4 470	4 154	242	44	19	2	9
福 岡	41 795	37 390	3 808	339	185	19	54
佐 賀	6 301	5 461	755	53	27	4	1
長 崎	10 033	9 376	534	77	36	8	2
熊 本	13 950	13 039	698	133	65	15	-
大 分	7 947	7 395	458	60	24	8	2
宮 崎	8 232	7 562	552	77	29	11	1
鹿 児 島	12 425	11 273	966	113	56	12	5
沖 縄	15 380	13 554	1 494	163	79	16	74

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

平成30(2018)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ²⁾		
	総数	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	26 342	7 512	18 830	20.7	12.7	27.6	127 443 563	59 199 924	68 243 639
北 海 道	1 513	299	1 214	28.5	11.2	46.1	5 304 413	2 668 326	2 636 087
青 森	414	77	337	32.0	15.0	43.3	1 292 709	514 573	778 136
岩 手	398	40	358	31.8	13.8	37.3	1 250 142	290 136	960 006
宮 城	580	118	462	25.2	11.1	37.2	2 303 098	1 062 585	1 240 513
秋 田	314	39	275	31.4	12.6	39.8	1 000 223	309 654	690 569
山 形	334	・	334	30.5	・	30.5	1 095 383	・	1 095 383
福 島	599	160	439	31.5	17.2	45.1	1 901 053	927 662	973 391
茨 城	598	・	598	20.4	・	20.4	2 936 184	・	2 936 184
栃 木	447	69	378	22.6	13.2	26.0	1 976 121	522 688	1 453 433
群 馬	463	131	332	23.4	18.4	26.2	1 981 202	711 670	1 269 532
埼 玉	1 097	319	778	14.9	13.0	15.8	7 377 288	2 456 940	4 920 348
千 葉	1 053	239	814	16.7	11.8	19.0	6 311 190	2 029 675	4 281 515
東 京	1 656	1 194	462	12.1	11.4	14.2	13 740 732	10 477 763	3 262 969
神 奈 川	1 050	687	363	11.4	9.7	16.9	9 189 521	7 047 324	2 142 197
新 潟	677	139	538	30.0	17.5	36.7	2 259 309	792 868	1 466 441
富 山	284	79	205	26.7	18.9	31.7	1 063 293	417 234	646 059
石 川	277	55	222	24.2	12.1	32.1	1 145 948	453 654	692 294
福 井	196	・	196	24.9	・	24.9	786 503	・	786 503
山 梨	296	・	296	35.5	・	35.5	832 769	・	832 769
長 野	729	68	661	34.7	18.0	38.3	2 101 891	378 025	1 723 866
岐 阜	524	73	451	25.6	17.8	27.6	2 044 114	409 900	1 634 214
静 岡	751	231	520	20.2	15.3	23.4	3 726 537	1 507 175	2 219 362
愛 知	1 219	422	797	16.1	12.1	19.5	7 565 309	3 485 262	4 080 047
三 重	387	33	354	21.2	10.6	23.4	1 824 637	312 168	1 512 469
滋 賀	368	52	316	25.9	15.2	29.3	1 420 080	342 950	1 077 130
京 都	649	276	373	25.4	19.5	32.6	2 555 068	1 412 570	1 142 498
大 阪	1 276	658	618	14.4	12.0	18.3	8 848 998	5 471 085	3 377 913
兵 庫	915	382	533	16.4	11.5	23.8	5 570 618	3 326 630	2 243 988
奈 良	335	41	294	24.6	11.5	29.2	1 362 781	357 171	1 005 610
和 歌 山	346	55	291	35.9	14.9	48.8	964 598	368 835	595 763
鳥 取	189	55	134	33.4	29.2	35.5	566 052	188 286	377 766
島 根	301	51	250	43.9	25.1	51.7	686 126	202 906	483 220
岡 山	556	216	340	29.1	18.1	47.2	1 911 722	1 191 782	719 940
広 島	506	219	287	17.8	11.6	30.3	2 838 632	1 891 020	947 612
山 口	346	56	290	25.0	21.2	25.9	1 383 079	263 573	1 119 506
徳 島	234	・	234	31.2	・	31.2	750 519	・	750 519
香 川	249	59	190	25.2	13.8	34.0	987 336	428 296	559 040
愛 媛	381	57	324	27.6	11.1	37.3	1 381 761	513 227	868 534
高 知	287	41	246	40.0	12.4	63.5	717 480	330 167	387 313
福 岡	945	392	553	18.4	13.4	25.0	5 131 305	2 918 280	2 213 025
佐 賀	251	・	251	30.3	・	30.3	828 781	・	828 781
長 崎	359	95	264	26.3	14.1	38.2	1 365 391	674 169	691 222
熊 本	498	99	399	28.0	13.5	38.1	1 780 079	734 105	1 045 974
大 分	354	78	276	30.5	16.3	40.5	1 160 218	479 097	681 121
宮 崎	316	53	263	28.6	13.1	37.5	1 103 755	403 238	700 517
鹿 児 島	464	72	392	28.2	11.9	37.7	1 643 437	604 631	1 038 806
沖 縄	361	33	328	24.5	10.2	28.4	1 476 178	322 624	1 153 554

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-1）

平成30(2018)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	1 766 448	3 686 194	4 181 664	3 632 852	2 412 810	8.1	7.1	8.1	16.0	17.2
北海道	66 060	101 069	127 712	146 216	91 547	6.8	4.5	5.7	16.6	15.1
青森	44 231	57 471	72 739	39 716	29 179	15.9	10.3	13.1	18.2	20.0
岩手	36 155	65 006	65 677	39 387	34 044	14.3	12.6	12.7	19.0	25.7
宮城	64 135	127 058	124 211	116 852	65 450	14.0	13.4	13.1	23.5	27.0
秋田	22 056	39 055	50 429	24 120	20 982	10.3	9.1	11.8	14.1	17.7
山形	43 075	77 996	74 423	44 598	34 765	18.4	17.4	16.6	20.4	25.0
福島	58 619	98 770	87 907	52 494	41 795	15.5	12.5	11.1	16.8	20.2
茨城	36 967	117 999	97 366	87 407	51 129	6.8	9.8	8.1	14.3	16.4
栃木	45 544	88 833	97 101	74 434	62 096	11.9	10.6	11.6	19.4	22.3
群馬	44 357	85 172	77 711	78 799	48 090	12.3	10.5	9.6	19.7	20.8
埼玉	95 203	198 874	238 242	185 893	123 359	7.4	6.5	7.8	14.0	15.1
千葉	83 207	246 240	246 371	212 292	165 338	7.6	9.5	9.5	18.0	21.8
東京都	125 832	259 981	490 830	344 034	234 994	6.2	4.7	8.9	14.0	16.8
神奈川	78 580	189 670	205 627	242 755	126 189	5.6	5.0	5.4	15.4	13.1
新潟	59 130	94 696	95 866	56 628	49 128	11.1	10.2	10.3	16.5	24.1
富山	22 404	38 696	32 987	30 780	22 591	12.5	9.0	7.6	16.5	17.1
石川	26 684	42 608	40 525	35 498	24 900	13.9	9.2	8.7	17.9	19.7
福井	9 351	24 150	25 625	27 229	16 858	7.8	7.7	8.2	21.2	20.7
山梨	19 987	55 783	50 343	34 091	26 897	13.0	16.2	14.6	19.7	25.2
長野	23 097	30 949	69 605	59 822	35 384	6.5	3.6	8.2	15.6	16.2
岐阜	27 538	59 526	74 331	62 117	53 448	7.5	7.2	9.0	16.5	21.2
静岡	64 753	140 692	137 088	116 043	70 017	9.4	9.3	9.0	17.9	18.5
愛知	113 794	247 590	251 009	220 147	134 908	9.6	8.3	8.4	17.7	15.0
三重	37 440	56 918	64 693	71 025	42 934	11.6	7.7	8.7	18.9	17.8
滋賀	10 467	24 893	32 028	36 241	21 978	4.5	4.4	5.7	16.0	16.4
京都	14 441	39 956	49 670	47 530	33 715	6.2	3.9	4.9	10.6	19.6
大阪	65 903	186 085	207 909	232 410	134 493	4.7	5.2	5.8	15.5	14.2
兵庫	41 659	111 718	155 973	98 591	83 138	4.5	4.9	6.9	10.3	13.9
奈良	13 608	21 104	41 465	28 991	23 615	6.0	3.8	7.4	13.8	16.3
和歌山	21 099	38 379	38 760	34 790	24 539	12.8	9.7	9.8	20.6	20.2
鳥取	21 718	26 108	28 730	26 441	14 070	20.5	11.5	12.7	22.5	24.2
島根	5 939	11 828	22 926	16 385	12 692	5.3	4.4	8.5	15.7	18.1
岡山	17 943	58 136	51 774	54 538	44 352	7.6	7.8	6.9	14.0	17.9
広島	37 322	73 900	80 184	75 816	44 201	8.2	6.5	7.1	15.5	13.9
山口	11 411	25 507	27 665	35 520	19 433	5.3	4.6	5.0	16.8	13.7
徳島	7 994	13 609	15 610	19 455	10 955	5.7	4.4	5.0	16.5	13.3
香川	15 582	35 686	41 099	28 017	23 464	9.1	9.0	10.4	17.9	22.3
愛媛	18 582	31 771	39 141	29 931	24 857	7.0	5.6	6.9	12.5	15.3
高知	11 183	26 168	23 701	13 429	12 244	8.3	9.0	8.1	12.7	16.4
福岡	57 237	90 804	108 870	134 824	76 386	7.2	4.5	5.3	13.5	15.5
佐賀	13 440	27 931	29 082	34 815	19 524	8.9	8.4	8.8	22.6	19.5
長崎	26 531	51 400	42 121	42 740	25 423	10.4	9.2	7.6	18.4	15.6
熊本	30 522	67 569	71 323	60 721	45 239	8.9	9.6	10.1	18.1	19.1
大分	16 324	45 090	33 931	34 724	25 273	7.6	9.7	7.3	15.8	18.2
宮崎	8 723	21 966	36 460	32 419	15 855	5.2	5.0	8.2	17.7	13.2
鹿児島	26 373	57 311	57 475	69 549	46 938	8.3	8.7	8.7	20.3	21.8
沖縄	24 248	54 473	47 349	42 598	24 404	10.7	9.4	8.1	16.8	15.4

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-2)

平成30(2018)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都区部	94 798	211 637	345 218	257 988	167 848	7.0	5.6	9.1	14.9	17.5
札幌市	13 642	10 274	33 590	74 886	31 971	4.3	1.2	4.0	20.9	14.0
仙台市	19 534	33 422	38 686	35 995	25 019	10.1	7.7	8.9	18.0	22.9
さいたま市	32 791	51 274	48 625	33 292	22 518	14.9	9.6	9.1	14.6	15.1
千葉市	15 361	38 489	35 572	24 410	18 155	10.2	9.5	8.8	16.5	19.0
横浜市	28 073	50 817	69 307	102 396	50 029	5.0	3.2	4.4	17.1	13.1
川崎市	15 525	30 853	28 655	31 471	16 297	8.4	5.1	4.7	13.2	11.3
相模原市	8 952	18 031	18 653	24 025	11 254	7.5	6.1	6.3	15.9	15.7
新潟市	26 035	18 757	30 912	18 002	12 687	...	5.7	9.4
静岡市	8 068	17 595	18 355	16 533	9 795	6.5	6.2	6.5	15.7	14.0
浜松市	16 445	29 487	28 090	20 983	11 395	11.4	9.0	8.6	12.6	14.0
名古屋	27 235	60 236	72 870	84 658	45 600	7.7	6.6	7.9	23.7	...
京都市	2 176	11 879	11 764	13 926	10 592	...	2.1	2.1	5.9	...
大阪市	15 626	35 346	40 652	53 379	30 560	3.6	3.3	3.8	11.3	10.6
堺市	4 797	12 989	19 048	24 133	13 358	3.9	3.8	5.5	16.3	13.9
神戸市	8 678	14 679	52 613	24 185	21 905	3.2	2.3	8.3	9.0	13.3
岡山市	5 805	21 077	17 230	16 374	13 326	6.9	7.6	6.2	11.0	16.4
広島市	12 820	32 222	30 396	29 252	18 399	7.9	6.7	6.3	14.5	12.8
北九州市	5 209	6 611	11 171	23 249	11 072	3.8	1.8	3.0	13.7	11.6
福岡市	13 636	10 270	20 297	45 388	16 252	...	1.7	3.4
熊本市	4 300	10 255	12 559	19 110	11 675	3.4	3.5	4.3	15.1	12.8
中核市(再掲)										
旭川市	4 072	5 964	8 287	10 315	7 199	6.4	4.2	5.8	20.1	18.5
函館市	1 427	4 166	3 378	4 490	3 167	2.7	3.7	3.0	10.7	10.1
青森市	5 609	5 381	12 656	4 287	4 157	9.9	4.3	10.2	9.6	12.6
八戸市	6 351	8 436	8 518	8 261	3 897	13.4	8.6	8.7	17.6	14.8
盛岡市	5 372	10 947	7 969	8 192	5 026	9.2	9.1	6.6	12.4	16.2
秋田市	2 507	4 349	7 866	6 159	3 942	4.3	3.2	5.9	11.9	12.0
郡山市	11 078	14 234	14 178	8 021	6 373	16.2	10.4	10.3	15.2	16.6
いわき市	5 473	9 273	6 838	3 702	3 588	8.5	6.8	5.0	7.8	10.4
福島市	10 681	13 958	13 054	7 079	5 894	19.2	12.2	11.4	15.9	19.9
宇都宮市	10 046	18 637	21 161	18 856	7 133	11.5	8.7	9.9	18.2	13.2
前橋市	14 552	21 782	21 035	18 620	14 131	22.4	15.9	15.4	25.2	27.7
高崎市	2 904	10 594	9 858	13 780	5 949	6.1	7.0	6.5	18.0	16.0
川越市	3 880	1 760	10 049	4 331	4 817	5.1	1.2	7.0	7.5	12.9
越谷市	4 338	7 379	7 730	8 748	5 856	7.4	5.3	5.5	11.9	17.3
川口市	3 946	11 161	18 567	26 049	10 178	3.2	4.5	7.5	19.9	15.4
船橋市	3 608	32 697	30 650	21 484	13 444	5.6	12.7	11.9	21.5	21.8
柏市	3 792	6 732	8 153	8 377	14 175	5.1	4.0	4.9	15.1	27.4
八王子市	8 448	12 030	22 145	15 733	10 411	7.0	5.2	9.7	14.9	17.1
横須賀市	-	11 323	10 389	12 419	4 436	-	6.9	6.3	16.7	11.7
富山市	8 520	13 113	10 744	7 025	5 459	11.8	7.7	6.3	11.1	12.6
金沢市	12 885	17 281	14 242	9 314	8 167	16.7	9.4	7.7	13.3	17.2
長野市	1 301	3 861	7 287	9 445	2 673	2.1	2.5	4.7	12.3	6.6
岐阜市	1 714	4 576	7 436	12 591	7 028	2.6	2.8	4.5	16.7	15.2
豊橋市	3 296	11 265	10 626	8 601	4 817	7.2	7.4	7.0	13.9	12.2
豊田市	7 419	8 364	12 082	6 494	3 739	10.6	5.0	7.2	10.2	9.0

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-3)

平成30(2018)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
岡崎市	8 502	14 093	17 088	7 878	6 019	12.3	9.1	11.1	13.2	15.6
大津市	805	8 039	8 176	12 512	4 485	1.7	5.7	5.8	18.1	14.5
高槻市	3 037	16 632	12 305	12 784	6 091	6.7	11.6	8.6	22.8	16.5
東大阪市	6 565	11 971	12 580	12 063	7 253	7.6	5.9	6.2	15.5	14.4
豊中市	2 085	2 754	9 979	11 745	5 351	3.4	1.7	6.1	17.1	12.1
枚方市	2 687	11 363	12 886	13 346	6 127	4.4	6.8	7.7	16.9	13.7
八尾市	2 079	5 009	8 206	7 800	4 821	4.5	4.7	7.7	18.4	17.1
姫路市	3 500	6 002	7 419	12 590	11 181	4.3	2.7	3.4	15.0	20.1
西宮市	2 327	4 143	6 158	5 392	5 677	2.9	2.1	3.1	6.8	10.6
尼崎市	1 571	4 442	7 815	3 489	3 876	2.9	2.4	4.2	4.8	8.1
明石市	-	6 367	6 220	3 894	3 310	-	5.3	5.2	9.0	11.4
奈良市	1 791	1 500	13 904	9 282	6 552	3.4	1.0	9.4	16.5	16.9
和歌山市	2 029	5 021	4 752	8 707	5 302	4.6	3.3	3.2	15.6	13.8
鳥取市	7 668	9 450	10 079	8 565	4 782	21.7	12.4	13.3	22.0	22.7
松江市	2 548	4 064	6 228	5 804	3 073	8.1	5.0	7.7	17.8	15.2
倉敷市	2 456	11 942	11 126	16 727	13 180	8.3	6.5	6.0	17.1	20.0
福山市	5 575	11 284	13 461	10 207	4 771	5.8	6.1	7.2	11.1	10.0
呉市	1 442	3 411	3 614	9 315	3 630	4.0	3.9	4.1	23.0	13.0
下関市	903	1 960	3 311	9 040	2 882	2.6	1.9	3.2	19.1	10.3
高松市	4 083	9 367	15 142	12 045	9 546	6.0	5.4	8.7	17.5	20.9
松山市	4 399	9 299	9 462	11 356	6 652	4.9	4.4	4.5	13.6	11.9
高知市	2 819	5 036	8 811	5 587	5 573	5.0	3.7	6.5	10.5	15.4
久留米市	2 023	10 333	10 321	12 393	5 394	3.8	8.6	8.6	19.4	25.3
長崎市	4 695	7 859	5 628	11 307	4 474	5.5	4.4	3.2	16.3	9.6
佐世保市	6 810	9 353	7 990	9 793	5 360	15.1	9.5	8.1	21.2	16.0
大分市	2 783	14 113	8 613	9 024	8 297	3.4	7.2	4.4	11.8	15.3
宮崎市	2 386	9 892	10 373	15 764	4 430	4.5	6.0	6.3	20.9	10.1
鹿児島市	4 526	11 187	10 595	23 059	11 560	4.3	4.5	4.3	18.1	15.5
那覇市	5 867	10 391	11 068	6 746	3 762	10.6	8.0	8.5	13.1	11.1
その他政令市(再掲)										
小樽市	674	862	1 591	1 283	1 147	2.8	1.7	3.1	7.7	8.6
町田市	-	-	9 212	10 181	6 882	-	-	5.2	12.3	15.3
藤沢市	2 336	16 359	15 510	15 278	10 710	3.4	9.1	8.6	17.7	17.2
茅ヶ崎市	2 809	8 929	8 887	3 777	2 650	7.0	8.7	8.7	9.7	10.5
四日市市	5 229	6 351	9 323	10 860	6 096	11.0	5.0	7.3	18.1	15.2
大牟田市	848	1 117	2 017	1 897	1 451	4.3	2.4	4.3	11.0	11.4

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

平成30年度に18歳となる者（平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、平成30年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、初回接種は27日以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔をおいて1回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行われる。

「子宮頸がん予防ワクチン」（女性のみ対象）

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行われる。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行われる。

なお、平成25年6月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられている。

「水痘ワクチン」

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回行われる。

なお、平成26年10月から定期接種化された。

「B型肝炎ワクチン」

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回行われる。

なお、平成28年10月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第1期は、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し1回、第2期は5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し行われる。

「BCGワクチン」

生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、

心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、平成 26 年 10 月から定期接種化された。

平成 31 年 3 月 31 日までの間は、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成 20 年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成 18 年 4 月 1 日施行）により、65 歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成 18 年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 74 歳以下の特定健康診査非対象者及び 75 歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第 0331058 号平成 20

年3月31日健康局長通知別添)」(以下、「指針」という。)に基づき実施されている。

平成28年2月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69歳(胃がん検診は平成28年度以降50歳～69歳、子宮頸がんは20～69歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は40歳以上の者を対象としても差し支えない)

受診間隔 平成28年度以降2年に1度

(ただし、胃部エックス線検査は年1回実施しても差し支えない)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成28年度以降 「50歳以上69歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40歳以上の男女(喀痰細胞診は50歳以上)

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成20年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成24年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成16年度以降20歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降2年に1度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコピー検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成17年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成16年度以降40歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降2年に1度

問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成28年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」 (平成30年度)

※40～69歳(胃がんは50～69歳、子宮頸がんは20～69歳)を対象として算定

・肺がん及び大腸がん

受診率 = (受診者数 / 対象者数) × 100

・胃がん、子宮頸がん及び乳がん(平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から受診率の算出方法を変更している。)

受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) / (当該年度の
対象者数) × 100

「精密検査受診率」 (平成29年度)

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査受診率＝（要精密検査者数－精密検査未受診者数－精密検査未把握者数）／要精密検査者数×100

「精密検査未受診率」（平成 29 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未受診率＝精密検査未受診者数／要精密検査者数×100

「精密検査未把握率」（平成 29 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未把握率＝精密検査未把握者数／要精密検査者数×100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした、B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。